

## 新潟市高齢者おでかけ促進「シニア半わり」実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者のバス利用によるおでかけの促進や健康寿命の延伸を図るため、バス運賃を半額にする事業（以下「シニア半わり」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65 歳以上の者をいう。
- (2) 交通事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- (3) りゅーと 新潟交通株式会社が発行するバス IC カード乗車券をいう。
- (4) シニア半わりりゅーと 一乗車ごとに普通運賃の半額（10 円未満切り上げ）で精算されるシニア半わり専用のりゅーとのことをいう。
- (5) 普通運賃 交通事業者が道路運送法第 9 条第 3 項、同第 4 項、又は同法第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき運用している実施運賃をいう。

### (対象者)

第 3 条 シニア半わりの対象者は、新潟市内に居住するすべての高齢者とする。

### (協定の締結)

第 4 条 市は、シニア半わりを実施する交通事業者との間において、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。）ごとに協定を締結し、これに関する費用負担及び役割について定めるものとする。

### (市の費用負担)

第 5 条 シニア半わりに伴う市の費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 市は、前条の規定による協定書に基づき、シニア半わりの実施に伴うバス運賃補てん額を交通事業者に支払う。
- (2) シニア半わりの運営等に関する費用は、市が負担する。
- (3) 上記（1）、（2）に定める費用以外に、本事業の実施に関する費用は、交通事業者が負担するものとする。

(交通事業者の役割)

第6条 シニア半わりに伴う交通事業者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 交通事業者が運行するバス路線のうち、りゅーとが利用可能な路線において、対象者が本人名義のシニア半わりりゅーとで精算をおこなう場合に限り、普通運賃の半額（10円未満切り上げ）で精算する。
- (2) 交通事業者が運行するバス路線のうち、りゅーとが利用できない路線において、対象者から精算時に本人名義のシニア半わりりゅーとの提示があった場合に限り、普通運賃の半額（10円未満切り上げ）で精算する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。